◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　令和６年度小禄道路橋梁上部工（Ｐ30～Ｐ36)、下部工（Ｐ35）工事（電子入札対象案件)（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　沖縄県豊見城市字与根地内

⑷　工事内容　工場製作工１式、工場製品輸送工１式、鋼橋架設工１式、鋼橋現場塗装工１式、床版工１式、橋梁付属物工１式、鋼橋足場等設置工１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和９年３月31日まで。

⑹　本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（技術提案評価型Ｓ型）の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認するとともに、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査・評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る範囲は対象としない。

⑻　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお､電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

⑽　本工事は、総合評価方式における技術提案の採否に関わる詳細な通知をする試行工事である。

⑾　本工事は､入札時に工事費内訳書の提出(業務委託料がある場合は、その内訳書も含む。)を義務付ける工事である。

⑿　本工事は、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める入札ボンドの対象工事である。

⒀　本工事は､「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

⒁　本工事は､「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成31年３月29日付け国地契第73号、国管技第179号、国北予第63号)」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。

⒂　本工事は、参考見積書を競争参加資格確認資料と併せて提出する試行工事である。

⒃　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

⒄　本工事は、公共工事の担い手の中長期的な育成・確保の促進を目的とした、完全週休２日を確保した施工を実施する試行工事（発注者指定型（現場閉所))である（詳細は入札説明書による。)。

⒅　本工事は、男女別の環境改善型トイレ(「快適トイレ」という。)の設置について、推進する工事である。

⒆　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（施工者希望型)の対象工事である。

⒇　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術活用の促進を図るため、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

(21)　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

(22)　本工事は、熱中症対策として日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う試行工事である。

(23)　本工事は、見積参考資料の参考事項として一部の単価を公表する試行工事である。

(24)　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取組において、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決及び業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

(25)　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

(26)　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(27)　本工事は、受注者から希望があった場合、監督職員と協議の上、監督職員の検査等を行うための立会いの一部について、ウェアラブルカメラ等を利用した遠隔臨場を行うことができる試行対象工事である。

(28)　本工事は、設計・発注条件と現場条件の不一致を防止するため、入札公告時に条件明示該当項目チェックリストを公表し、契約後に条件明示チェックリストにより現場条件等を受発注者間で確認する「条件明示該当項目チェックリスト公表の試行工事」である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしているものにより構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。)であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。)であること。

なお、特定ＪＶの構成員は最大３社とする。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における令和５・６年度一般競争参加資格のうち「鋼橋上部工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑷　単体有資格業者、経常ＪＶ、特定ＪＶの代表者及び特定ＪＶの代表者以外の構成員は、下記に示す要件を有すること。

㋐　単体有資格業者は、平成21年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①～④の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

㋑　経常ＪＶにあっては、構成員の１社以上が、平成21年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①～④の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

㋒　特定ＪＶを２社または３社とする場合の代表者は、平成21年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①～④の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員は、平成21年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①と⑤の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

上記㋐～㋒の施工実績について、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により工事の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とする。

①　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。)であること。

②　橋梁型式が単純鈑桁橋を除く鋼橋の連続橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋、単純鋼床版箱桁橋は施工実績として良い。

③　最大支間長が25m以上であること。

④　供用中の道路（都道府県道以上）の交通規制を伴う工事であること。

⑤　橋梁型式が鋼橋であること。

ただし、上記の①～④及び①と⑤は同一工事であること。